

# 私立高等学校授業料軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内の私立高等学校、私立中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）（以下「高等学校等」という。）に在学し、経済的理由により修学が困難である者（以下「対象生徒」という。）の奨学と保護者等の教育費負担の軽減を図るため、高等学校等を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）が行う対象生徒に係る授業料軽減事業に要する経費について、当該学校法人に対し、予算の範囲内において私立高等学校授業料軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「保護者等」とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）をいう。

2 この要綱において「対象生徒」とは、以下の要件を満たす者をいう。

(1) 保護者等が県内に住所を有する者

(2) 生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（以下「法」という。）第3条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当しない者、又は宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第2の(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)のいずれにも該当する者

(3) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者

3 この要綱において「算定基準額」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項における算定基準額をいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 この補助金の補助対象となる経費は、本来納付すべき授業料の額から、法により支給される高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）及び宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱により支給される高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）に相当する額を減じた額に対し、対象生徒について、学校法人が授業料の減免を行った経費とし、その額は、毎年度、各対象生徒について、次項に定める授業料の減免の額を各対象校に在籍する全ての対象生徒について合算した額とする。

2 補助金の算定対象となる授業料の減免は、対象生徒がその初日において減免を受ける高等学校等に在籍する月について、月を単位として行われるものとし、その額は、一月につき、別表の「補助対象額」欄（補助対象上限額を超える場合にあっては、「補助対象上限額」欄）の額とする。

3 就学支援金または学び直し支援金の認定を受けられる生徒が認定申請を行わず、就学支援金または学び直し支援金の支給を受けなかった月に行われる授業料の減免については、補助金の算定対象としては扱わない。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書(以下「申請書」という。)の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

(申請書添付書類)

第5 規則第3条第2項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 私立高等学校授業料軽減事業補助金事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書
- (3) 授業料減免規程
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第6 規則第4条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金に係る事業計画を変更しようとするときは、私立高等学校授業料軽減事業補助金事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書(以下「報告書」という。)の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出部数は1部とする。

(報告書添付書類)

第8 規則第12条第1項の規定により報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 私立高等学校授業料軽減事業補助金事業成績書(別記様式第2号に準ずること。)
- (2) 収支決算書(補助事業に係る収支が記載されたもの)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定に基づき概算払により交付することがある。

2 概算払で交付を受けようとする者は、別記様式第5号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和57年5月25日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和 59 年 5 月 17 日から施行し、昭和 59 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 5 月 31 日から施行し、この要綱による改正後の私立高等学校母子家庭等子弟授業料軽減事業補助金交付要綱の規定は、昭和 61 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 5 月 19 日から施行し、平成 4 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 30 日から施行し、平成 8 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱の施行の日の属する年度の前年度において、改正前の私立高等学校授業料軽減事業補助金交付要綱の適用を受け、補助の対象となった者についての取扱いは、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 6 月 26 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行し、平成 15 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 24 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 5 月 19 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 2 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当

該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 8 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の私立高等学校授業料軽減事業補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）は、平成 27 年度予算に係る補助金について適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 新要綱は、平成 26 年 4 月以降の入学生について適用し、平成 26 年 3 月以前から引き続き在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 8 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱による改正後の私立高等学校授業料軽減事業補助金交付要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。
- 3 平成 26 年 3 月以前から引き続き在学している生徒に係る別表の規定の適用については、同表の第 3 種の項（2）中「111,700 円」とあるのは「78,300 円」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 27 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱による改正後の私立高等学校授業料軽減事業補助金交付要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 22 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱による改正後の私立高等学校授業料軽減事業補助金交付要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

(別 表)

区 分	要 件	補助対象額	補助対象上限額
経過措置	(1) 保護者等が、授業料の減免を受ける月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者であつて、かつ、令和2年3月以前から引き続き在学している生徒において令和2年3月時点での授業料額が月額33,000円を超える者	学校法人等が生徒に対し授業料の減免を行った額	月額37,000円から就学支援金（学び直し支援金）に相当する額を減じた額
第1種	(1) 保護者等の、授業料の減免を受ける月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）分の算定基準額が154,500円未満である者 (2) 保護者等の死亡、疾病、障害、失職又は減収等により（1）と同程度に生活が困窮していると認められる者	学校法人等が生徒に対し授業料の減免を行った額	月額33,000円（第3条第2項第2号に該当する者にあつては月額24,750円）から就学支援金（学び直し支援金）に相当する額を減じた額
第2種	(1) 保護者等の、授業料の減免を受ける月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）分の算定基準額が154,500円以上304,200円未満である者 (2) 保護者等の死亡、疾病、障害、失職又は減収等により（1）と同程度に生活が困窮していると認められる者	学校法人等が生徒に対し授業料の減免を行った額	月額9,900円から就学支援金（学び直し支援金）に相当する額を減じた額

様式第 1 号

令和 年度私立高等学校授業料軽減事業補助金交付申請書

令和 年 月 日  
番 号

宮城県知事

殿

法人所在地  
法 人 名  
代 表 者 名

印

令和 年度私立高等学校授業料軽減事業補助金に係る事業を別紙事業計画書のとおり実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、金 \_\_\_\_\_ 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

学校名 ① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

(添付書類)

- (1) 私立高等学校授業料軽減事業補助金事業計画書 (様式第 2 号)
- (2) 収支予算書 (軽減分のみ抜粋)
- (3) 授業料減免規程
- (4) その他参考資料

[ 担当者名 ]  
[ 電話番号 ]  
[ メールアドレス ]

様式第 3 号

令和 年度私立高等学校授業料軽減事業補助金事業計画変更承認申請書

番 号  
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

法人所在地  
法 人 名  
代 表 者 名

印

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定の通知がありました  
令和 年度私立高等学校授業料軽減事業補助金に係る事業について、事業の内容を下記のとおり  
変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更しようとする学校名 \_\_\_\_\_

2 変更の理由

3 変更の内容

別添事業計画書のとおり（様式第 2 号の変更後のもの）

〔担当者名 〕  
〔電話番号 〕  
〔メールアドレス 〕

様式第 4 号

令和 年度私立高等学校授業料軽減事業補助金実績報告書

令和 年 月 日  
番 号

宮城県知事

殿

法人所在地  
法 人 名  
代 表 者 名

印

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定の通知がありました  
令和 年度私立高等学校授業料軽減事業補助金に係る事業について、別紙のとおり実施したの  
で、補助金等交付規則第 12 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

学校名 ① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

（添付書類）

- (1) 私立高等学校授業料軽減事業補助金事業成績書（様式第 2 号に準ずる）
- (2) 収支決算書（軽減分のみ抜粋）
- (3) その他参考資料

〔担当者名 〕  
〔電話番号 〕  
〔メールアドレス 〕



様式第5号

令和 年度私立高等学校授業料軽減事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日  
番 号

宮城県知事

殿

(請求者)  
法人所在地  
法人名  
代表者名

印

令和 年度私立高等学校授業料軽減事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求  
します。

記

1 概算払が必要な理由

2 請求金額 一金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、令和 年 月 日付け宮城県(私公)指令第 号に基づく補助金として

(内訳) 学校名 ① ( ) \_\_\_\_\_ 円  
② ( ) \_\_\_\_\_ 円

口座振替

交付決定額		円
内 訳	既受領額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

銀行名	銀行 支店
預金種類	当座 ・ 普通
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

[担当者名 \_\_\_\_\_]